

危険な動物の飼養及び保管に関する条例

危険な動物の飼養及び保管に関する条例をここに公布する。

危険な動物の飼養及び保管に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十六条の規定に基づき講じる必要な措置その他の人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物の適正な飼養及び保管並びに当該危険な動物による危害の防止のために必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「危険な動物」とは、ライオン、とら、ひょう、くまその他の他人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物であつて規則で定めるものをいう。

2 この条例において「飼養施設」とは、危険な動物を飼養（保管を含む。以下同じ。）するための工作物をいう。

(飼養の許可)

第三条 危険な動物を飼養しようとする者は、あらかじめ、規則で定める動物の種類区分（以下「区分」という。）及び飼養施設ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

平成十四年三月二十六日
島根県条例第十九号

一 国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する法人をいう。）又は地方公共団体が設置し、及び管理する施設において危険な動物を飼養する場合

二 獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設において危険な動物を診療のために保管する場合

三 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定を受けた施設において、危険な動物を飼養する場合

四 輸送するために飼養する場合（同一の場所において飼養する期間が連続して三日を超える場合を除く。）

五 前各号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

2 知事は、前項の許可をしたときは、鳥根県公安委員会にその旨を通知するものとする。

（許可申請の手続）

第四条 前条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 許可を受けようとする者の氏名又は法人の名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

二 危険な動物の所有者の氏名又は法人の名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

三 飼養の目的

四 危険な動物の種類、性別及び数

五 飼養施設の所在地

六 飼養施設の規模及び構造

七 危険な動物の飼養に係る管理責任者（以下「飼養管理責任者」という。）の氏名及び住所

八 危険な動物の飼養に係る作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）の氏名及び住所

九 飼養の開始予定年月日及び終了が明らかである場合にあつては、終了予定年月日

十 その他規則で定める事項

2 前項の申請書には、規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

（許可の基準）

第五条 知事は、第三条第一項の許可の申請が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、同条の許可をしないものとする。

一 飼養施設の規模及び構造が規則で定める基準に適合しないとき。

二 許可を受けようとする者（当該許可を受けようとする者が別に飼養管理責任者又は作業従事者を置く場合にあつては、当該飼養管理責任者又は作業従事者）が、危険な動物を適正に飼養できない者であるとき。

三 第二十条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者であるとき。

（許可の条件）

第六条 知事は、第三条第一項の許可に、危険な動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な限度において、有効期間その他の条件を付することができる。

2 前項の有効期間は、当該許可のあつた日から起算して五年とする。ただし、興行、展示等短期間の飼養である場合は、この限りでない。

（変更の許可）

第七条 第三条第一項の許可を受けた者（以下「許可飼養者」という。）は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

一 同一の区分内で危険な動物の数を増加する場合

二 飼養施設の規模又は構造を変更する場合（規則で定める軽微な変更を除く。）

2 前項第一号の場合において、許可飼養者が当該許可に係る危険な動物から出生した危険な動物を飼養するときは、規則で定める期間、前項の許可を受けないで当該危険な動物を飼養することができ。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

3 第一項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は法人の名称及び住所並びに法人にあつては、代表者の氏名

二 変更の内容及びその理由

三 その他規則で定める事項

4 前項の申請書には、規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

5 前二条の規定は、第一項の許可について準用する。

（変更の届出）

第八条 許可飼養者は、次の各号に掲げる場合には、該当した日から十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

一 同一の区分内で危険な動物の種類、性別又は数（減少するときに限る。）を変更した場合

二 飼養施設の規模又は構造を変更した場合（規則で定める軽微な変更に限る。）

三 飼養施設の設置場所を変更した場合（規則で定める変更に限る。）

四 前三号に掲げるもののほか、第四条第一項第一号から第三号まで、同項第七号及び同項第八号に掲げる事項を変更した場合

（飼養の廃止の届出）

第九条 許可飼養者は、当該許可に係る危険な動物の飼養を廃止したときは、当該廃止の日から十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（承継）

第十条 許可飼養者について相続、合併又は分割があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該危険な動物の飼養者の地位を承継すべき相続人一人を選択したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該危険な動物の飼養者の地位を承継した法人は、当該許可飼養者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（標識の掲示）

第十一条 許可飼養者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る飼養施設の見やすい場所に、危険な動物を飼養している旨の標識を掲示しなければならない。

（飼養施設の維持）

第十二条 許可飼養者は、当該許可に係る飼養施設を第五条第一号の規則で定める基準に適合するよ
うに維持しなければならない。

（飼養施設外での飼養の禁止）

第十三条 危険な動物を飼養する者（許可飼養者にあつては、所有者、飼養管理責任者又は作業従事

者を含む。以下同じ。）は、危険な動物を飼養施設（許可飼養者にあつては、当該許可に係るものに限る。）内で飼養し、その外へ出してはならない。ただし、次に定める場合であつて、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがない方法で取り扱うときは、この限りでない。

一 訓練士、調教師等危険な動物の取扱いに熟練した者（以下「熟練者」という。）の管理の下で、疾病の予防、治療、分娩又は産卵する場合

二 熟練者の管理の下で、危険な動物を興行、展示又は競技会のために使用する場合

三 熟練者の管理の下で、危険な動物を映画、テレビジョン、写真撮影その他これに類する目的のために使用する場合

四 熟練者の管理の下で、危険な動物を訓練又は調教する場合

五 熟練者の管理の下で、危険な動物を試験又は調査研究の用に供する場合

六 熟練者の管理の下で、危険な動物をその体力及び習性に応じた堅ろうな構造を有し、かつ、脱出を防止できる構造を有する施設に収容して輸送する場合（同一の場所において飼養する期間が連続して三日を超える場合を除く。）

七 熟練者の管理の下で、人工哺乳を必要とする危険な動物を飼養する場合

八 当該許可に係る飼養施設の修繕等のため危険な動物を一時的に他の飼養施設（当該危険な動物の体力及び習性に応じた堅ろうな構造を有し、かつ、脱出を防止できる構造を有するものに限る。）内で飼養する場合

九 前各号に掲げるもののほか、規則で定める場合

（飼養者の遵守義務）

第十四条 危険な動物を飼養する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 危険な動物をその習性、生理、生態等に依じて適正かつ安全に飼養すること。

二 飼養施設を常に点検するとともに、捕獲用の器材を備え、常に使用できるように整備しておくこと。

三 地震、火災その他の災害が発生した場合における危険な動物の逸走を防止するための措置その他応急の措置を定めておくこと。

(緊急時の措置)

第十五条 危険な動物を飼養する者は、危険な動物が飼養施設から逸走したとき又は第十三条ただし書の規定により危険な動物を飼養施設の外に出している場合であつて当該危険な動物が逸走したときは、直ちにその旨を所轄の保健所及び警察官に通報するとともに、付近の住民に周知させ、当該危険な動物を捕獲する等危険な動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとらなければならない。

2 危険な動物を飼養する者は、地震、火災その他の災害が発生したときは、前条第三号の措置を実施し、危険な動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止しなければならない。

3 知事は、危険な動物が逸走した場合であつて人の生命、身体又は財産に対する急迫の侵害のおそれがあると認めるときは、当該危険な動物を捕獲し、收容し、又は殺処分することができる。

4 知事は、前項の規定により危険な動物を捕獲し、收容し、又は殺処分したときは、その費用を、当該危険な動物を飼養する者に請求することができる。

(公示及び処分)

第十六条 知事は、前条第三項の規定により危険な動物を收容したときは、当該危険な動物を飼養する者の判明しているものについてはその者にこれを引き取るべき旨を通知し、当該危険な動物を飼

養する者の判明していないものについてはその旨を、規則で定めるところにより二日間公示するものとする。

2 前条第三項の規定により收容された危険な動物を飼養する者（次項において「飼養者」という。）は、前項の通知が到着した後又は同項の公示期間満了後一日以内に、当該危険な動物を引き取らなければならぬ。

3 知事は、前項の期間内に飼養者が当該危険な動物を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、やむを得ない理由により、同項の期間内に引き取ることができない飼養者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

（事故発生時の措置）

第十七条 危険な動物を飼養する者は、危険な動物が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、直ちに負傷者を救助し、新たな事故の発生を防止するために必要な措置をとらなければならない。この場合においては、発生した事故及びその後の措置について直ちに知事に届け出なければならない。

（措置命令）

第十八条 知事は、許可飼養者が第十二条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該飼養施設の修繕若しくは改造を命じ、又は当該飼養施設の全部若しくは一部の使用の禁止、停止若しくは制限を命じることができる。

2 知事は、危険な動物を飼養する者が第十四条の規定に違反しているとき、当該危険な動物を飼養する者に対し、危険な動物の飼養方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずる。

ことができる。

第十九条 知事は、危険な動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたとき、又は加えるおそれがあるときと認めるときは、当該危険な動物を飼養する者に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 危険な動物を捕獲し、又は処分すること。
- 二 危険な動物の展示を中止すること。
- 三 その他危険な動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため必要な措置をとること。

(許可の取消し)

第二十条 知事は、許可飼養者が次のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により第三条第一項又は第七条第一項の許可を受けたとき。
- 二 第五条第二号に掲げる場合に該当することとなったとき。
- 三 第六条第一項(第七条第五項において準用する場合を含む。)の条件に違反したとき。
- 四 第七条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないで変更したとき。

五 第十二条、第十四条又は第十五条第一項若しくは第二項の規定に違反して、人の生命、身体、財産に害を加えたとき。

六 第十三条の規定に違反して危険な動物を飼養施設の外へ出したとき。

七 第十八条又は第十九条の規定による命令に違反したとき。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、危険な動物を飼養する者に対し、報告を求め、又はその職員に、飼養施設の設置場所その他危険な動物の飼養に係のある場所に立ち入り、飼養施設及び危険な動物の飼養若しくは保管の状況を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(手数料)

第二十二条 次に掲げる者は、それぞれ次に定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第三条第一項の許可を受けようとする者 一件につき一万五千五百円

二 第七条第一項の変更の許可を受けようとする者 一件につき一万六百元

(規則への委任)

第二十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十四条 次のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の許可又は第七条第一項の変更の許可を受けないで、危険な動物を飼養した者

二 第十三条の規定に違反して危険な動物を飼養施設の外へ出した者

三 第十九条の規定による命令に違反した者

第二十五条 第十八条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 次のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項の規定に違反して通報せず、又は虚偽の通報をした者

二 第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に危険な動物を飼養している者は、この条例の施行の日から起算して六月間は飼養許可を受けないで引き続き当該危険な動物を飼養することができる。その者が当該期間内に飼養許可の申請をした場合であつて、その申請に係る許可又は不許可の処分がなされるまでの間も、同様とする。